

令和4年度公共事業の評価に関する意見書

令和5年1月27日

京都市公共事業評価委員会

令和4年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として平成10（1998）年度に設置され、令和3（2021）年度までの24年間で延べ239事業に対して審議を行った。

本年度は、再評価7事業及び事後評価2事業について審議を行い、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として公共事業の評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者との合意形成を図るとともに、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に、より一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

別紙1の再評価の対象となった7事業は、平成29（2017）年度に再評価を行い「事業継続は妥当である」と判断した事業であるが、再評価実施から5年間を経過しても継続中であることから、改めて再評価を行った。

また、別紙2の事後評価の対象となった2事業は、事業完了から概ね5年が経過したため、事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容や効果、対応方針（案）などの説明を受け、その妥当性について審議を行い、結果を取りまとめた。

なお、別紙3の平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までに再評価を行い、現在も継続中である19事業については、令和3（2021）年度までの実績等の報告を受け、事業進捗の確認を行った。

2 全体についての意見

再評価の対象である7事業は、対応方針（案）のとおり「事業継続が妥当である」と判断した。いずれの事業も、安心・安全で快適なまちづくりを進めるうえで早期の完成が望まれることから、着実に進捗を図ってほしい。

次に、事後評価の対象である２事業は、事業効果が発現し、事業実施の目的が達成されていることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないと判断した。

３ 個別事業に対する意見

＜再評価＞

（１）街路事業 中山石見線

本事業は、京都市西部地域の幹線道路網を形成し、交通渋滞の解消と生活道路に流入している通過交通の抑制を図り、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、歩道を整備することにより、歩行者の安全性が向上するものである。

事業延長１，０５９ｍのうち、３５０ｍを供用しており、本線部分の用地買収は完了している。周辺で、既に完成している伏見向日町線や長岡京市域の外環状線等とあわせて、幹線道路網を形成し、事業効果を発現させるためには、残る区間の工事を進め、早期に全線供用する必要があることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

（２）街路事業 御陵六地藏線（第三工区）

本事業は、山科地域と醍醐地域を結ぶ南北幹線道路の未整備区間を整備することにより、地域交通の円滑化及び歩行者の安全性を確保するものである。

平成３１（２０１９）年４月に京都高速道路新十条通（稻荷山トンネル）が無料化され、新十条通へのアクセス道路となる本路線の重要性が増している。用地の買収面積は全体の８割を超えており、令和３（２０２１）年度末には、事業延長６３２ｍのうち、交差点を含む２８８ｍの整備が完了し、歩行者の安全性の向上が図られている。本事業の実施により、歩道が整備された幹線道路が新十条通まで繋がることで、交通の円滑化及び歩行者の安全性を確保できることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

（３）河川事業 西野山川

本事業は、西野山川の本川と支川の間に捷水路（ショートカット水路）を新設するとともに、支川の河川断面を拡幅することにより、流下能力の向上を図るものである。

また、河床を土とすることで水際に植生の生育を促すとともに、落差部分の傾斜を緩くし、生物の生育・繁殖環境の保全、復元に努めるなど、環境に配慮した川づくりを進めるものである。

しょうすい
捷水路は、改修区間 208 m のうち下流側の 175 m が既に完成しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

（４）河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業は、河川断面を拡幅する等の河川改修により、流下能力の向上を図るとともに、住民参加による河川改修を進めており、公園との一体整備による地域環境の向上や河床を土とすることで水際に植生の生育を促し、生物の生育・繁殖環境の保全、復元に努めるなど、環境に配慮した川づくりを進めるものである。

階段護岸と公園を一体整備した箇所は、地域住民の憩いの場として利用され、地域コミュニティに貢献している。用地買収は完了し、工事実施済みの延長は 95 % に達しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

（５）河川事業 善峰川

本事業は、河川断面の拡幅及び平面線形の改良を行い、流下能力の向上を図るとともに、本河川の豊かな自然環境をできる限り保全するため、自然石を用いた護岸構造や河床を土とすることで水際に植生の生育を促し、生物の生育・繁殖環境の保全、復元に努めるなど、環境に配慮した川づくりとともに、地域住民への憩いの場の提供も進めるものである。

工事に必要な用地の取得に取り組む等、事業は進捗している。近年、水災害が激甚化・頻発化しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

（６）都市公園事業 宝が池公園（広域公園）

本事業は、宝が池を中心に、周辺の自然環境を生かした都市防災、スポーツ、レクリエーション、自然教育、憩い等の多様な機能を有する広域公園を整備するものである。

更なる開園区域の拡大に向け、優れた自然環境の保全や公民連携による利活用について、地元住民や有識者、企業など多様な主体とともに公園の将来像を検討し、今後、公園全体の整備方針を立てることとしている。広域避難場所でもあり、多様な機能を有する都市公園として重要な施設であることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

（７）住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は、老朽住宅の買収・除却及びコミュニティ住宅等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図るものである。

老朽住宅の買収・除却及び住宅の建設は完了し、住環境の改善は着実に進んでいる。

また、平成２９（２０１７）年３月に京都駅東南部エリア活性化方針が策定され、文化芸術・若者を基軸とした活性化を図るべく、本地区の隣接地域を含めた新たなまちづくりの取組も進められている。本事業においても、快適な住環境を形成するうえで重要な公園等の整備を引き続き進め、事業効果を発現させる必要があることから、「事業継続」という対応方針（案）は妥当である。

<事後評価>

（１）街路事業 ３・５・１３８ 本町下高松通（３・６・１２５ 大和大路本町通）

本事業は、新十条通（稲荷山トンネル）や京阪本線「鳥羽街道駅」とのアクセス機能向上のため、現道を拡幅整備することにより、歩行者等の安全性の確保と交通の円滑化を図るものである。また、関連事業として駐輪場や送迎用乗降スペース等の施設が整備されている。

本事業の実施により、歩行者等の安全性の確保、交通量の増加及び交通の円滑化が図られ、関連事業による鉄道利用者の利便性向上等を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という対応方針（案）は妥当である。

（２）街路事業 ３・３・１７８ 四条通

本事業は、「人と公共交通優先」の歩くまち・京都の理念のもと、四条通の歩道と車道の空間配分を見直し、歩道を拡幅することで、快適な歩行空間を確保するとともに、公共交通の利便性向上、四条通を中心としたまちの賑わいの創出を図るものである。

本事業の実施により、四条通の歩行環境が大きく改善され、歩行者交通量の増加や自動車交通量の減少、バス停の集約及びテラス型バス停の導入による利便性向上等を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という対応方針（案）は妥当である。

令和 4 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5 (1993)	③	30	平成29年度 再評価実施
	2	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4 (1992)	③	31	平成29年度 再評価実施
河川事業	3	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=9.8m	H5 (1993)	③	30	平成29年度 再評価実施
	4	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5 (1993)	③	30	平成29年度 再評価実施
	5	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=28m	S63 (1988)	③	35	平成29年度 再評価実施
都市公園	6	宝が池公園 (広域公園)	面積 A=128.9ha	S49 (1974)	③	49	平成29年度 再評価実施
住宅街整備事業地	7	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5 (1993)	③	30	平成29年度 再評価実施

令和 4 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業

②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	備考
街 路 事 業	1	3・5・138 本町下高松通 (3・6・125 大和大路本町通)	延長 L=290m 幅員 W=14m	H21 (2009)	①	H29 (2017)	
	2	3・3・178 四条通	延長 L=1,120m 幅員 W=22m	H23 (2011)	①	H30 (2018)	

令和4年度フォローアップ対象事業一覧

再評価 実施年度	種 別	No.	事 業 名	進捗率 (%)	
				令和4年度 フォローアップ (令和4年3月末)	過年度再評価 (前回フォローアップ時点)
令和2年度	街路事業	1	山陰街道	13.7%	13.7%
	土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	98.9%	97.4%
		3	伏見西部第五地区	37.6%	24.0%
令和元年度	街路事業	1	深草大津線	99.4%	99.2%
	道路事業	2	一般国道477号 (大布施拡幅)	67.3%	66.9%
		3	一般国道162号 (川東拡幅)	48.0%	45.0%
	河川事業	4	新川	87.0%	86.3%
平成30年度	街路事業	1	Ⅱ・Ⅱ・28 大津宇治線	31.4%	25.7%
		2	Ⅱ・Ⅱ・29 桃山石田線	65.3%	42.0%
	道路事業	3	宮前橋改築	47.1%	35.6%
	河川事業	4	西羽束師川支川	68.3%	66.9%
	土地区画整理事業	5	伏見西部第三地区	89.5%	88.4%
		6	伏見西部第四地区	54.3%	52.2%
	住宅地区改良事業	7	崇仁北部第三地区	89.3%	89.2%
		8	崇仁北部第四地区	80.9%	80.8%
	下水道事業	9	下水高度処理施設整備事業	46.1%	46.1%
		10	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	97.6%	97.0%
		11	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	98.3%	97.6%
		12	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	80.2%	80.2%

(参考資料)

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会開催経過

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 等
きし りつこ 岸 律子	京都経済同友会幹事
さかにし あきこ 坂西 明子	立命館大学政策科学部教授
ささやま ふ み よ 笹山 文美代	京都市地域女性連合会常任委員
ないとう とおる 内藤 徹	同志社大学商学部商学科教授
はら としゆき 原 敏之	連合京都事務局長
みずはら ゆ か こ 水原 有香子	市民公募委員
めぐり ◎ 廻 はるよ	京都芸術大学芸術学部空間演出デザイン学科教授
やまぐち ゆきかず ○山口 行一	大阪工業大学工学部都市デザイン工学科教授
やまだ ただし 山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授
ゆう き きみたか 結城 公生	京都新聞社論説委員

◎：委員長 ○：副委員長

2 京都市公共事業評価委員会開催経過

	開 催 年 月 日	内 容
第1回	令和4年7月26日	・フォローアップ対象事業の進捗状況等の報告 ・再評価対象事業の審議 ほか
第2回	令和4年10月27日	・事後評価対象事業の審議 ほか
第3回	令和5年1月16日	・公共事業の評価に関する意見書について ほか